

新潟大学実務法学研究科(法科大学院) 地域法実務センターの活動について

石 崎 誠 也
米 野 順 子

1. 地域法実務センターとは

(1) 設立の趣旨

本地域法実務センターは、2003年4月1日に新潟大学法学部附属施設として設置され、2004年4月1日に新潟大学大学院実務法学研究科(法科大学院)が開設されるに伴い本研究科へと移管されたものである。本センター設立の趣旨は、社会の国際化・情報化・地方分権の進展により、法学の分野において、理論・実務融合型の教育研究開発を本格的に推進することが求められていること、また、新しい法問題に関する共同研究・教育支援・啓蒙活動についての地域社会からの要請はますます強まってきており、特に地方においては大学法学部・法科大学院がこれらの活動のセンターとして重要な役割を果たすことが求められていることを踏まえ、このような状況に迅速かつ適切に対応できるようにすることにある。

(2) 活動内容

地域法実務センターは、法学理論・法律実務融合型の教育研究開発に取り組み、その成果を社会に還元するとともに、地域における法律実務家のための情報収集・交流を行なうこととしている。その具体的な活動内容は、①法律実務家との共同研究の推進、②実務指向の教育開発、③地域社会の

研修・教育支援、④地域社会に対する法的サービスの提供であるが、2004年度に、特に地域法実務センターとして取り組んだのは、③及び④である。本稿では、特に③に関して新潟県行政書士会の実施する司法研修、及び④に関する本センターの実施した無料法律相談の概況を紹介することとする。なお、②に関して、地域法実務センターの重要な役割は、本法科大学院の2年次及び3年次の履修科目であるリーガルクリニックの教育方法の開発及び実施である。特にリーガルクリニックⅡは、法科大学院生(3年次)が実際に法律相談に応じることを予定しているため、地域法実務センターが中心となって企画・実施することとなる。そのため、2004年度はその実施方法が主に検討された。なお、この問題では、弁護士会との協議が継続中であるので、リーガルクリニックに関しては、別の機会に紹介することとしたい。

2. 新潟県行政書士会の司法研修への講師派遣

(1) 司法研修実施の背景と経緯

新潟県行政書士会は、かねてより会員の専門性向上のための研修に積極的に取り組んでいるが(2002年には、本学法学部教員が講師となり、民法及び行政法の法務研修を行った)、今回の司法研修は、行政書士会が一定の業務につき代理権を得たことを機会に、体系的・系統的に法務研修を行おうとするものであり、本法科大学院に対し講師派遣の要請のあったものである。

行政書士会の依頼は、①毎年2回(春期と秋期)1科目につきそれぞれ4～5回の講義を行うこと、②司法研修は2～3年にわたるものとし、それを通じて主な法学分野をカバーすること、③開講科目は、民法・民事訴訟法・商法・知的財産法・公法(憲法・行政法・税法)・刑法・刑事訴訟法等、法学のほぼ全分野にわたるものとするのであった。

行政書士会と本センターとの協議の結果、①司法研修は2～3年を展望

して行い、それによって一通りの科目を行う、②各年度の司法研修は、前期研修(6・7月期)と後期研修(10・11月期)を実施する、③各研修では4回の講義を行う(原則として隔週土曜日に実施する)、④毎回の研修は2科目各90分の講義を実施することとした。

(2) 前期研修

2004年度前期研修は民法と行政法の講義をそれぞれ4回行った。聴講者の平均は50名で、さらにビデオ視聴者の平均は11名であった。いずれも内容は基礎的なものとしたが、これら両科目には実務に深くかかわり、会員の希望も強いことから、次年度以降にアドバンスレベルの講義を設けることとした。

講義内容は次の通りである(括弧内は講師)。

① 民法

第1回(6月12日):民法再入門—民法と人(中村哲也法科大学院教授)

第2回(6月26日):物権法再入門(神戸秀彦法科大学院教授)

第3回(7月10日):契約法再入門(四ッ谷有喜法学部助教授)

第4回(7月24日):不法行為再入門(岩寄勝成法科大学院教授)

② 行政法

第1回(6月12日):行政手続法(下井康史法科大学院助教授)

第2回(6月26日):行政指導(同上)

第3回(7月10日):行政不服審査法(石崎誠也法科大学院教授)

第4回(7月24日):行政事件訴訟法(同上)

(3) 後期研修

後期研修は、消費者保護法と社会保障法の講義をそれぞれ4回行った。聴講者は平均34名、ビデオ視聴者は10名であり、前期研修より参加者が減

っている。講義内容は次の通りである(括弧内は講師)。

① 消費者保護法

- 第1回(10月9日)：消費者保護とADR(南方暁法科大学院教授)
- 第2回(10月30日)：消費者取引と民法—最近の問題事例と消費者契約法—(田中幸弘法科大学院教授)
- 第3回(11月13日)：賃金契約と法的枠組み(同上)
- 第4回(11月27日)：「問題商法」と法的枠組み—特定商取引法を中心に—(同上)

② 社会保障法

- 第1回(10月9日)：年金制度改革について(台豊法学部助教授)
- 第2回(10月30日)：社会保険の諸問題(同上)
- 第3回(11月13日)：社会保障制度のあり方(加藤智章法科大学院教授)
- 第4回(11月27日)：最近の社会保障をめぐる裁判について(同上)

(4) 受講者の評価及び意見

新潟県行政書士会では、前期研修・後記研修ともに、研修終了後に受講者にアンケートをとっており、それによって、本研修に対する受講者の評価及び意見のある程度知ることができる。新潟県行政書士会の許しを得て、アンケート結果の一部を紹介したい。

- ① 前期研修のアンケート結果は資料1の通りである。満足度を100点満点で聞いたところ、無回答者を除く平均点は、民法が83.4点、行政法は90点である。また、講義の程度については適切と回答した者が41名であったので、満足度は高かったと思われる。
- ② 後期研修のアンケート結果は資料2の通りである。同じく講義への満足度を100点満点で聞いたところ、平均点は、消費者保護法が91点、社会保障法が86.3点である。
- ③ 講義に対する要望としては、もっと実務的なものや具体的事例に即し

たものを希望する意見が強く、講義の持ち方についてもケーススタディを望む意見が強かった。社会保障法では具体的裁判事例に即して行った講義もあったが、そのような方式がよかったとする意見も出されている。

- ④ 希望する研修科目としては、民事法（民法、商法、民事訴訟法）をあげるものが多かった。

(5) 法科大学院地域法実務センターの研修について

法科大学院の果たすべき役割が新しい時代の要請にこたえる法曹の養成にあることはいうまでもないが、併せて法曹ないし法律専門家集団に対する地域社会の要求に応じて行くことも大切な役割であろう。経済のグローバル化やIT技術発展による人間生活全体における技術革新は、いうまでもなく全く新しい法的問題を提起しており、紛争の形態もまったく新しいものとなっている。弁護士をはじめ現に法曹で活動する法律専門家にとっても、法学研究者にとっても、全く未経験の問題に直面せざるをえない。

そのような時代にあっては、法曹専門家も常に新しい法理論について研究・学習していくことが求められるし、法学研究者にとっても実務が直面する新しい法問題に常に敏感でなければならず、実務者との共同研究を進めていくことが必要である。ここに法曹の継続教育が求められる理由があり、同時に実務・理論融合型の共同研究が求められる理由がある。特に、地方に設置される大学法学部及び法科大学院は、当該地域および周辺地域の研究拠点としての機能を果たす重要な機関である。この問題について、日本法律家協会法曹養成問題委員会の田尾桃二委員長は、「法科大学院は、新たな法曹養成制度の中核的教育機関となるにとどまらず、法律学及び法律実務の発展に寄与することはもとより、社会の諸分野で活躍する幅広い人材の教育に力を貸したり、その他の活動により、法の支配の浸透を通じて社会に貢献する責務を負っている」として、先端的法分野での教育、公務員・企業勤務者等のキャリアアップ、外国人のためのコースの設定など

をあげるが、同時に、法科大学院が全国に適正に配置されることを踏まえ、
「新法や裁判例の情報の提供等地域における法律実務・法学研究の情
報発信基地としての役割を果たし得よう」と指摘している(法律のひろば、
2003年3月号55頁)。傾聴すべきものであろう。

新潟県行政書士会2004年度司法研修は、本学教員が法学の講義を行うこ
とを主たる形態としているが、今後においては、行政書士側から実務上の
問題を教員に提起して共同研究を進めることや、実務が直面する問題を学
生に提供していくこと等も検討されるべきであろう。

資料1 新潟県行政書士会2004年度前期司法研修受講者アンケート結果
回答者数 44名

1. 今回の研修内容は、あなたの期待を100点とした場合、何点でしたか？

民法	行政法
100点—18人	100点—23人
90点—3人	90点—3人
85点—1人	85点—2人
80点—9人	80点—7人
70点—3人	70点—6人
60点—7人	60点—1人
50点—2人	無回答—4人
無回答—3人	

2. 1. の点数が100点未満だった場合、どの部分をどのように改善すればよ
いか、ご助言をお願いいたします。

- ・もう少し実例を入れて、実務的にしてほしい。
- ・具体例をもう少し多くしてほしい。
- ・実例・実務がもっと多い方が良い。
- ・実例によるケーススタディーの方が実務的なのもっと多い方が良かった。
- ・もっと具体的事例を基にして、民法理論のみでなく、仕事に則した内容に
してほしい。(行政書士向けであることを念頭において練ってほしい。)
- ・法律についての学説の講義ではなく、実例・判例に則した講義であればよ
り実践的であったと思う。

- ・業務と司法研修の具体的な関連性について説明がほしい。どの業務のどのあたりにどの研修が必要となってくるか。
- ・実体的な講義内容を中心としたもの。レジュメをもう少し多く、内容充実したもの。
- ・参考資料を多くしてください。
- ・事実説明もありましたが、理解しにくい内容だった。(まぎらわしい)
- ・もう少し内容にボリュームがあっても良いと思う。
- ・時間が短かったため、全体を把握するのか、細部をするのかははっきりしなかった。
- ・民法については1人か2人の先生で実施して欲しい。一貫性がなくなる。
- ・民法は一つの事例について徹底的に検討する。
- ・民法は各分野、別々の先生が担当され、ほとんど脈略がないまま講義されたが、できたら1人の先生に担当してもらった方が良いのではないか。
- ・ホワイトボードの文字をもっと大きく。後の席では見難い。

3. 研修内容の理解度はいかがですか？

- ① 簡単すぎる ② 適当 ③ 難しすぎる
2人 41人 3人

4. どのような講義方法がよろしいですか？

- ① 概論説明 ② ケーススタディー (実例による法解釈)
8人 38人
③ その他 ()

(5-8は、行政書士会による運営方式に関する質問であるため省略)

9. 司法研修において、今後どんな科目を受講したいですか？ 科目名を記入してください。

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| ・民法6人 | ・親族相続5人 | ・戸籍法1人 |
| ・借地借家法3人 | ・民訴法8人 | ・民事保全法1人 |
| ・契約関係1人 | ・破産法1人 | ・商法8人 |
| ・消費者契約法3人 | ・消費者保護関連1人 | ・刑法1人 |
| ・行政書士法1人 | ・判例解説1人 | ・著作権法1人 |
| ・憲法1人 | ・税法2人 | ・行政関係1人 |
| ・国際私法1人 | ・公証証書1人 | ・製造物責任法1人 |
| ・住民基本台帳法1人 | | |

10. 司法研修会及び今後の研修会について、ご意見・ご希望・感想等何でも結構ですので、ご記入ください。(内容に関するものを中心に一部掲載)

- ・大学の先生の講義をじかに受けられるのはとても良い機会でした。
- ・研修は長期的、継続的にやって欲しい。
- ・研修が増え、知識習得の機会がたいへん有難く喜んでおります。各法律の基本的知識が不足していると思いますので、まず入門的な概論から入って、実務的問題に結び付けていただけたらと思います。
- ・今後も年間スケジュールを考えて実行してください。
- ・現在1:30~4:45で運営されていますが、会場準備等不要と思われるので、開始、終了とも15~20分位繰り上げて行ってもらうと有難い。(白熱すると延長傾向にあるので)
- ・新潟まで来るのはかなりつらいので今後研修回数が増えるようなら、地元でできるようにお願いしたい。(上越)

資料2 新潟県行政書士会2004年度後期司法研修受講者アンケート結果
回答者数 22名

1. 今回の研修内容は、あなたの期待を100点とした場合、何点でしたか?

点数	消費者法	社会保障法
100点	11名	11名
99点	1名	
90点	1名	1名
85点	1名	
80点	1名	3名
75点	1名	
70点	2名	3名
60点	1名	

2. 点数が100点未満だった場合、どの部分をどのように改善すればよいか、ご助言をお願いいたします。

- ・事前に講義内容の詳細につき説明があった方が充実するのでは。
- ・じっくり時間をかけてやって欲しい。
- ・もう少し現状にあった事例を掲げての説明のほうが良い。
- ・もう少し具体的に。
- ・業実問題あり、非常に難解のため。

・講義とダブっても良いので、なるべく細かくレジュメを作っていた方がわかりやすい。

3. 研修内容の理解度はいかがですか？

- ① 簡単すぎる ② 適当 ③ 難しすぎる
0名 21名 1名

4. どのような講義方法がよろしいですか？ (複数回答)

- ① 概論説明 ② ケーススタディー ③ その他
5名 20名 0名

(5-8は、行政書士会による運営方式に関する質問であるため省略)

9. 司法研修において、今後どんな科目を受講したいですか？ 科目名を記入してください。

- | | | |
|----------|------------|------------|
| 憲法 2名 | 民法 11名 | 商法 8名 |
| 民事訴訟法 7名 | 民事執行法 2名 | 行政法 2名 |
| 行政手続法 2名 | 行政事件訴訟法 2名 | 行政不服審査法 3名 |
| 刑事訴訟法 3名 | ADR 9名 | 家事審判法 9名 |

10. 今後の研修会について、ご意見・ご希望・感想等何でも結構ですので、ご記入ください

- ・研修は会員のレベルアップのため必要と考えますが、参加人数が少ないように思います。
- ・司法制度参入は本当に可能なのでしょうか？
- ・行政書士の業務にADRが参入予定されており、法律知識が大いに必要、可能な限り企画をお願いいたします。
- ・本音を言うと受講料をもう少し下げてくださいたいと思いますが、このくらいが適当とも思います。
- ・担当してくださった先生には熱く講義をしていただきありがとうございます。実務・実態に基づいた例により分かりやすい講義でした。
- ・これからも大学の先生、公証人の先生方の研修会をどんどんしていただきたいと思います。
- ・社会保障法の第3回フランスの社会補償制度、第4回の憲法判決の講義は具体的で大変ためになりました。

※ 資料1及び資料2については、新潟県行政書士会にアンケート結果を掲載することを了承して頂きました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

3. 2004年度無料法律相談の実施状況について

(1) 趣旨及び実施方法

① 趣旨

無料法律相談は、法学部に地域法実務センターが設置された2003年4月より実施していたものである。これは、新潟大学サテライトキャンパス(CLLIC)の市民向け講座として実施されたものであり、本学の地域貢献事業の一つとして位置づけられるものであった。

② 実施方法

2004年度は、2003年度の実施方法を踏襲し、2004年4月から2005年3月まで、概ね月2回、計19回の無料法律相談を実施した。実施時間は、毎回午後1時30分から午後3時30分までで、一人あたりの相談時間は30分以内である。

相談を担当したのは、弁護士資格を有する本法科大学院教員(実務家教員)と弁護士資格を有する非常勤講師2名で、いずれも新潟県弁護士会に所属している。

③ 法律相談予約受付について

各月ごとに相談日を2回分設けており(1回の月もある)、月初めの相談日の2週間前に2日間(木・金曜)電話による受付を行った。受付時間は午後2時から5時までの3時間で、各相談日につき定員5名に達した時点で締め切り、定員を超えた場合は、留守番電話メッセージによる次回相談日の案内を流すこととした。

④ 無料法律相談案内の広報

新潟市の「市報にいがた」や新潟日報社の協力を得て案内記事の掲載を行った他、新潟市および周辺市町村の役所・役場・公共施設123箇所に無料法律相談案内のチラシ十数枚を8月と11月に送付し配置を依頼した。

市報や新聞に掲載された場合の相談予約受付状況は表1の通りである

が、それから分かるように新聞等での記事掲載と受付件数との相関関係は強いものがある(記事掲載がないにもかかわらず受付申し込みをする相談希望者は、定員超過で前回の申し込みが受け付けられず、次回に改めて申し込んだケースや、新聞・口コミ等により本無料法律相談を以前から知っている場合であるが、その数は必ずしも多くはない)。チラシによる効果は、電話受付の際に「チラシを見た」という相談希望者が何名かいるため、ある程度の効果はあったと判断できるが、実際にどれだけの人に読まれたかは不明である。

表1. 平成16年度無料法律相談受付状況

回	相談日	件数	広 報 手 段
1	2004/04/07	3	なし
2	2004/05/19	5	市報にいがた(2004/05/02)新潟日報(2004/05/04)
3	2004/06/02	5	新潟日報(2004/05/16)
4	2004/06/16	5	(同上)
5	2004/07/07	5	市報にいがた(2004/06/20)
6	2004/07/14	2	(同上)
7	2004/08/04	1	なし
8	2004/09/01	5	新潟日報(2004/08/14)、案内チラシ(当初44箇所)配置開始
9	2004/09/15	2	(同上)
10	2004/10/06	5	新潟日報(2004/09/18)、案内チラシ
11	2004/10/20	5	(同上)
12	2004/11/10	3	案内チラシのみ
13	2004/12/01	5	新潟日報(2004/11/18)、案内チラシ(追加79箇所、計123箇所)
14	2004/12/15	3	(同上)
15	2005/01/19	5	新潟日報(2005/01/06)、案内チラシ
16	2005/02/02	5	新潟日報(2005/01/14)、案内チラシ
17	2005/02/16	5	(同上)
18	2005/03/02	5	新潟日報(2005/02/16)、案内チラシ
19	2005/03/16	5	(同上)
計	19日	79件	

(2) 相談内容について

本法律相談では、相談内容を特に限定せずに申し込みを受け付けることとしている。しかし、サラ金・ヤミ金融関係の相談は、緊急であり、かつ複数回の相談が必要となるものが多いので、このような相談の申し込みがあった場合には、新潟県弁護士会での相談を勧めることとした。しかし、2004年度においてはこのような金融トラブルに関する相談の申し込みはなかった。

平成16年度における相談内容の内訳は、表2に示した通りである（相談者の主な相談内容（1名につき1件）による集計であり、当該事案に派生する相談は集計していない）。

表2. 相談内容の内訳（注：構成比は、小数点以下第2位を桁上げして表示）

	内 容	件 数	構成比
1	土地建物（登記、賃貸借、境界等）	14	17.7%
2	債権債務（金銭貸借、クレジットカード債務等）	13	16.5%
3	離婚・婚姻（慰謝料、養育費、離婚一般等）	13	16.5%
4	相続・遺言（遺産分配、遺言の書き方等）	13	16.5%
5	雇用トラブル（賃金未払、いやがらせ等）	7	8.9%
6	訴訟相談（医療ミス、営造物事故等）	7	8.9%
7	近隣トラブル（騒音、悪臭等）	4	5.1%
8	養子・親子（養子縁組等）	2	2.5%
9	その他（上記のいずれにも含まれないもの）	6	7.6%
	計	79	100.0%

(3) 課題

- ① 本法律相談は随時受け付けるのではなく、受付日が限定されており、しかも相談日の2週間から4週間前に受け付けるものであるため、市民のニーズに迅速に対応しえていないのではないかという問題がある。実際に、「相談日より1ヶ月も前に受付を行うのは、先の予定を考えると

予約しづらいので何とかならないか」という声も出された。ただし、この点に関しては、相談を担当した弁護士からは、緊急を要する相談よりも、相談者自身が相当考えてきているので、むしろ学生が実務教育で取り組むにふさわしい相談事例が少なくないという意見も出された。

- ② 2005年度以降は、法律相談は、地域社会への法的サービスという役割と同時に、法科大学院学生の実務教育の場という役割も受け持つこととなる。上述のように、その具体的な方策は弁護士会とも協議して決めることになるが、無料法律相談に対する市民ニーズと市民の気持ちを相談受付の時点での確に把握することが求められる。たしかに、電話による受付だけでは、市民のニーズを感じ取るのは難しいが、相談者の中には、相談者の連絡先を聞くことについてさえ、「家に絶対に連絡しないで欲しい」という人がいる。また、これからの法科大学院の臨床法教育と関連した内容でいえば、「相談を受けるのは本当に教員（弁護士）だけか。相談時に学生は入らないか。」と学生の関与を嫌う相談者もいたが、逆に、学生の法律相談活動のように思っている相談者もいる。新しい体制での法律相談において、市民の認知度を高め、かつ信頼を得ていくため、教員のみならず相談に関わる学生の姿勢が大きく寄与していくものと考えられる。